



□ 今月号の目次と要旨

1. 環境省廃棄物処理制度専門委員会を設置:2/24中環審循環型社会部会で施行後5年を経た廃棄物処理法施行状況評価と見直しを検討する専門委員会の設置、次年度から検討開始が決まった。
2. PCB特別措置法改正案の閣議決定:3/1高濃度PCB廃棄物保管事業者の一定期間内処分義務付けを含む改正法案が閣議決定された。罰則、保管者不明の場合の代執行等も規定される。
3. 廃棄食品の不法転売について考える(その3):前2号の続報として、環境省審議会における再発防止策の検討状況、愛知県の行政処分について紹介する。また、3/10食品リサイクル法に基づく「再生利用事業者」登録を農水省と環境省が取消すという事態に至ったのでそれも併せて紹介する。
4. 行政処分の指針と処分実態(その3):国が指し示す「行政処分の指針」に基づいて自治体がどのように処分を行っているのか実態を探るシリーズの最終回である。22年法改正で建設工事廃棄物の処理責任が元請業者に一元化されたことを受け、どういった行政処分が行われたか。件数は5件だが、いずれも解体工事に関連していた。建廃関係者にとっては、委託基準違反、受託禁止等処分事由等は、今後委託処理を適正に行う際の参考となる。

1. 環境省が廃棄物処理制度専門委員会を設置

～次年度から本格化する法改正議論～

木川 仁*

*以下、2.3.も同じ

環境省は、2月24日に開催された中央環境審議会循環型社会部会で「廃棄物処理制度専門委員会」の設置を決定した。この専門委員会の設置目的は、廃棄物処理法に基づく廃棄物の抑制、適正な処理等に関する事項について検討を行うことにあり、前回の法改正の施行(2011年4月)から5年が経過することを受けた措置になる。今回の部会では、改正テーマ内容や委員氏名は挙げられなかったが、2016年度から年10回程開催されること、また、年度内の報告取りまとめが決まった。
<<http://www.env.go.jp/press/102060.html>>

2. PCB 特別措置法の改正案が閣議決定

環境省は、3月1日「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律案が閣議決定されたことを発表した。

<<http://www.env.go.jp/press/files/jp/29381.pdf>>

この改正案は、PCB廃棄物が早期に確実に適正に処理されるよう、高濃度PCB廃棄物を保管する事業者が一定期間内にその処分を行うことを義務付ける等の措置を講じたものである。

現在、トランスやコンデンサの処分率(台数換算)は65%程度であるが、安定器の処分率は22%程度にとどまっている。こうした状況が継続すると、2028年までに適正な廃棄を行うことを決めたPOP's条約を遵守できないことが懸念される。そこで、現在の保管事業者に処分を義務付け、自治体による報告徴収・立入検査権限を強化する改正が行われることになった。

具体的な改正概要は、以下の通り。

① 高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務付け

保管事業者に、計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては、改善命令ができることとする。命令違反には罰則(3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金)を科す。

② 報告徴収・立入検査権限の強化と代執行

PCB特措法に基づく届出がなされていない高濃度PCB廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

また、保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。(以上)

3. 廃棄食品の不法転売について考える(その3)

前報(Vol.102, 2016年2月号)では、廃棄食品の不法転売について、排出事業者、処理業者、行政の三者が日頃から考えておくべき課題とその解決方法について、それぞれの立場から解説した。今回は、その後の国、地方の対応についてめまぐるしく動きがあったので、解説したい。

環境省は、2月16日「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための環境省の対応について(案)」について報道発表した。この時、再発防止策の案として以下に示す3つのポイントを示して、2月24日の中央環境審議会循環型社会部会でも審議が行われた。

- ① 電子マニフェストの機能強化:不正を検知できる情報処理システムの導入
- ② 処理業者:抜き打ちの立ち入り検査等により監視体制や指導・監督の強化、処理状況の徹底し

た情報公開と優良業者の育成・拡大、次代を担う人材の育成

- ③ 排出事業者：そのまま商品として転売できないような形で廃棄、食品廃棄物の廃棄に関するガイドラインの策定

ここに示された施策は、実施しないよりした方が良いに決まっているが、これら施策のうち①の「不正を検知できる情報処理システムの導入」に関して興味がある。このシステムの運用には、排出事業者と処理業者の協力が必須であろう。どんな形で、具体的に世に出て来るのか楽しみだ。

また、環境省は3月14日【「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（お知らせ）】を発表した。本内容は、上記再発防止案に加えて以下の検討項目を追記した。食品廃棄物処理に関係者だけでなく、廃棄物処理に関係する全ての方々には環境省のプレスリリースも読んで頂きたい。
<<http://www.env.go.jp/press/102227.html>>

- ① 食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の重要性が指摘されたことを受け、「食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適正な取扱いに係る対策の両面から、隙間のない対策を講ずることを検討する」旨を追記。
- ② 排出事業者責任の徹底について指摘されたことを受け、排出事業者責任の徹底のために必要な措置（処理状況の確認や適正な処理料金による委託）についてチェックリストを作成し、その措置の適正な実施について都道府県に通知し、関係事業者の指導への指導に当たって活用することを推進する旨を追記。
- ③ マニフェストについて、廃棄物の処理フローをよりの確に把握し、具体的な処理状況を確認できるようにする必要があると指摘されたことを受け、電子マニフェストについて、委託契約に沿った廃棄物の適正処理の実施状況を具体的に把握するための必要な措置（例えば、廃棄物処理業者が実際に行った処分方法を記載事項に追加等）を検討する旨を追記。

2月29日、愛知県から今般の当事者になる処理業者に行政処分が発出された。その概要は、以下の通りだが、「これだけ世間を騒がせているのに処

分が軽すぎるのでは？」と考える読者の方が多いのではないかと思うが、いかがであろう。

【許可主体】愛知県

【処分日】2016年2月29日

【被処分者】名称 D株式会社

【処分内容】産業廃棄物の適正処理に係る改善命令

【処分理由】被処分者が行っている他人から処理を受託した産業廃棄物の保管は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理基準に適合していない不適正な保管であり、……被処分者が不適正に保管している産業廃棄物について、法に規定する産業廃棄物処理基準に適合させること。

着手期限：2016年3月4日、履行期限：2016年5月17日

今般の愛知県が行った行政処分は、まず、D社が保管する廃棄食品の腐敗等を防止するため、早急に適正処理（堆肥化）するように改善命令を発出したものとする。未だ、警察等の捜査が継続中であること、また、新聞報道によると、当事者には資金が無く処分が不可能なことを勘案すると、「業許可と施設設置許可の取消し」となる最終的な行政処分は、後日発せられるものとする。

一方、食品リサイクル法に基づいた行政処分が、3月10日、環境省中部地方環境事務所と農林水産省東海農政局から発出された。両省はD社工場への立入検査で「食品廃棄物が放置され、大部分を処理施設に投入していない」と確認。登録基準に適合していないと判断しD社の「再生利用事業者」登録を取消した。D社施設では肥料製造用ベルトコンベヤーが取り外されている等、従業員への聞き取りでは2年ほど前から稼働していなかったという。

D社は、両省が食品リサイクルの優良企業を育てるために設けた「再生利用事業者」に2008年に登録した。食品メーカー等の産廃の排出事業者が処理業者を選ぶ時の目安になっており、国の「お墨付き」を踏みにじる行為である。

来月以降、廃棄物処理法の改正に関する審議が始まるが、今般の廃棄食品の転売事件が及ぼす影響は極めて大きいと考える。処理業者だけでなく、排出事業者も自治体行政も全ての関係者は、今後の審議会（廃棄物処理制度専門委員会）の動きに注意する必要がある。（以上）

4. 行政処分の指針と処分実態（その3）

建設廃棄物処理責任の元請業者一元化に関して

小西 道子

今月号ではシリーズ第3回として、「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化」に係る処分実態についてふれることにしたい。

行政処分の指針では、廃棄物の排出事業者の定義に関して、3ページで『廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、・・・』との考え方であり、基本的には物の占有者が排出事業者であるということになっている。

しかしながら、建設工事に伴い生じる廃棄物に関しては、上記の考え方ではなく、平成22年の廃棄物処理法改正において、排出事業者は元請業者であることが明確化されている。具体的に元請業者とは「注文者（施主）から直接建設工事を請け負った建設業を営む者」であり、建設工事とは「土木建築に関する工事であって、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む」としている。この法改正以降、建廃に係る元請処理責任一元化に関して、実際どのような行政処分がどのくらい出されているか、整理してみた。

まず、行政処分の件数だが、それほど多くはなく改正以降から現時点までで合計5件であった。どのような建設工事が関係するのか調べてみると、全てが解体工事という結果となった。やはり、解体工事に係る廃棄物が不法投棄される傾向にあり、自治体としても監視を厳しくしているのだろう。

具体的な違反内容は、以下のとおり、委託基準違反と受託禁止違反となっている。

- ▶ 元請（排出事業者）となった解体工事から出る建設廃棄物を収集運搬業許可のない者（例えば、下請業者）に委託した（委託基準違反）
- ▶ 産業廃棄物処分業の許可を受けていないにもかかわらず、解体工事から発生した廃棄物の処分を元請業者（排出事業者）より受託した（受託禁止違反）。

以下に、行政処分の事例をいくつか示す。

<事例1 委託基準違反>

（株）〇〇組は、同社が元請業者となった少なくとも5件の解体工事において、(1)委託契約書を

作成せず、(2)運搬の最終目的地を明示することなく、(3)運搬先の産業廃棄物処分業者に処分の委託をすることなく、工事に伴い生ずる産業廃棄物の運搬を下請業者に委託した。

<事例2 委託基準違反>

自らが元請けとして請け負った市内のアパート等の解体工事から発生した産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業の許可を受けていない者に委託した。

<事例3 受託禁止違反>

産業廃棄物処分業の許可を受けていない（収集運搬業許可は取得）にもかかわらず、排出事業者（元請業者）から、岡山市内のアパートの解体工事から発生した廃棄物の処分を受託した。

このようなかたちで、行政処分事例として挙がってくるのは、排出側（元請＝排出事業者）や受託側で廃棄物処理法上の業許可を取得している場合に限られてくる。排出側も受託側も業許可を取得していない場合は、行政処分からのペナルティーではなく、刑事事件として取り扱われることとなる。

その事例としては、解体工事を受注した元請業者である(株)アイダ設計が、当該工事から出た建設廃棄物の処分を業許可を有しない1次下請業者に依頼し、1次下請業者は、2次下請業者（業許可なし）に再度依頼するかたちで、過去に自社が請負っていた解体工事現場の跡地である造成地内に廃棄物を投棄したというもので、これら法人や被疑者が書類送検された（詳細は以下参照：http://saitama-kankyousangyousinkou.jp/gyousei_annai/h261108_houritu/rep.pdf）。

このように件数としては多くはないが、処分の事例が実際に出てきており、特に解体工事に係る建設廃棄物の処理に関与する場合には、行政処分や刑事事件に巻き込まれないよう、リスク対策が重要になってくると言える。

（以上）

(株)日本廃棄物管理機構

〒220-8131

横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

E-mail: info@jaao.co.jp